

(百貨店等の避難通路等)

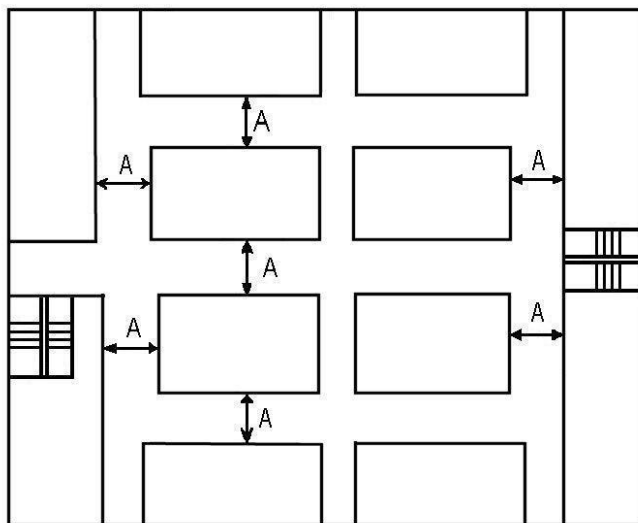
- 第37条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
- 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、更に百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。
- 2 売場又は展示場（以下「売場等」という。）とは、販売のための商品を陳列してある部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であつて、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等の客の集合しない部分は、本条の適用はない。
- 3 第1項

(1) 「屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外への避難口に、避難階以外の階にあつては下階（地階の場合は上階）に通じる階段に直通するの意味である。この場合において、「階段に直通する」とは、階段へ通じるすべての出入口に主要避難通路を直通させることをいう。（図1、図2参照）

なお、「直通」については、第34条の【解釈及び運用】12を参照のこと。



A (図1から図4まで同じ) (主要避難通路)	幅	売場等の床面積
	1.2m以上	150m ² 以上
	1.6m以上	300m ² 以上

図1 階段に直通する主要避難通路の保有例

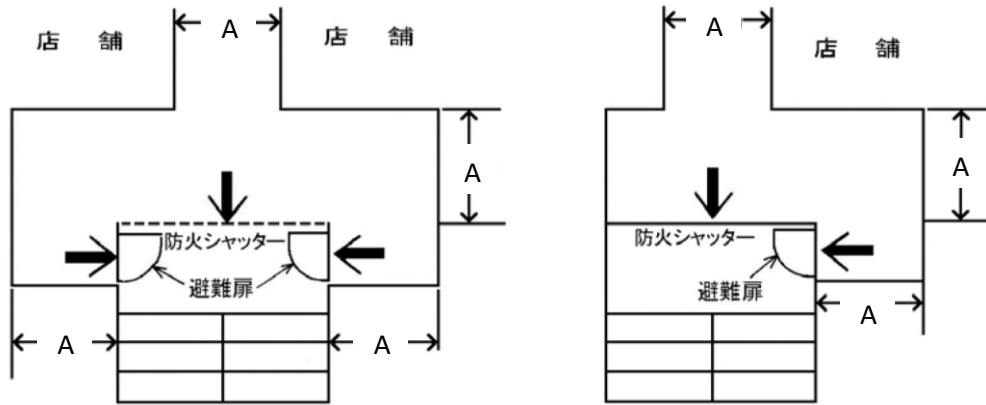
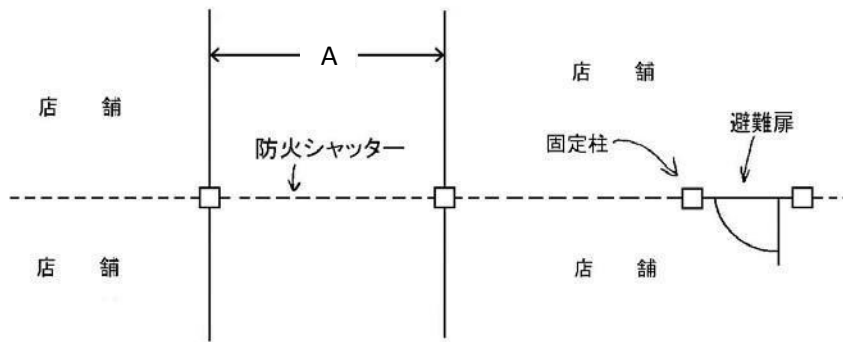
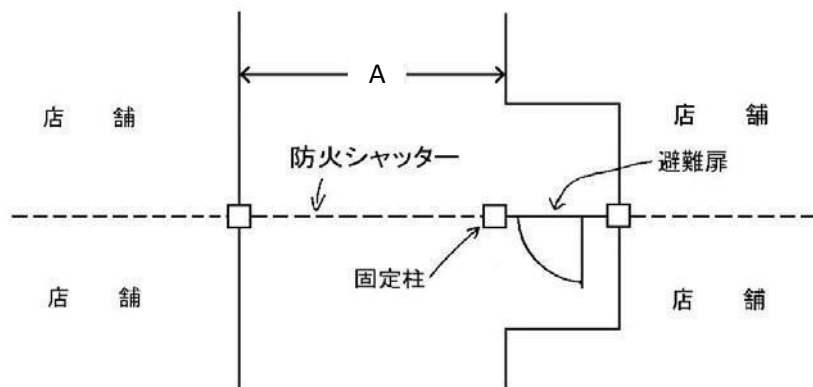


図2 階段付近の主要避難通路の設置例

- (2) 主要避難通路に建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備のうちの防火シャッターを設ける場合であっても、当該防火シャッターに近接して常時閉鎖式防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられ、かつ、当該防火戸へ至る通路を避難上有効に確保されているときは、当該主要避難通路を本項の規定に適合しているものとして取り扱う。（図3参照）



不適合例（主要避難通路と離れた位置に防火戸が設けられている。）



適合例（主要避難通路の直近の位置に防火戸が設けられている。）

図3 主要避難通路における防火シャッターの設置例

- (3) 来客の集合しない部分に設けられた階段であっても、来客が避難時に使用する階段であれば、売場等から当該階段に至る通路の幅員は、主要避難通路と同じ有効幅員を確保するよう指導すること。(図4参照)

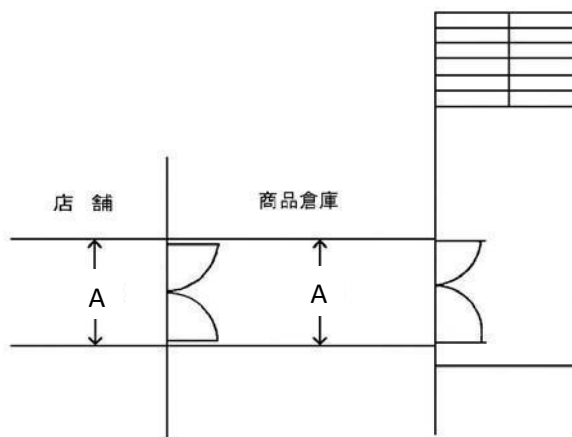
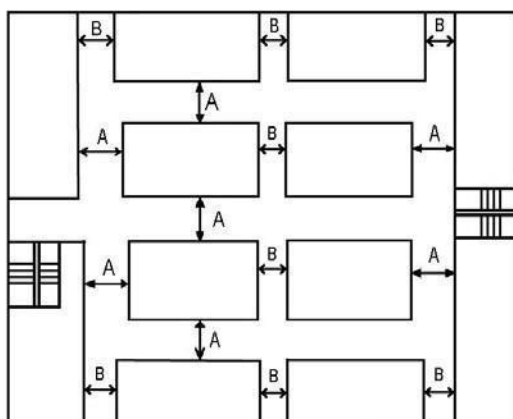


図4 階段に至る通路の幅員

4 第2項

- (1) 「補助避難通路」については、売場等の各部分から概ね歩行距離15m以内で主要又は補助避難通路のいずれかに達することができるよう指導するものとする。
- (2) 主要避難通路及び補助避難通路の保有例を図5に示す。



A (主要避難通路)	幅	売場等の床面積
	1.2m以上	150m ² 以上
	1.6m以上	300m ² 以上
B (補助避難通路)	1.2m以上 (売場等の床面積が600m ² 以上)	

図5 主要避難通路及び補助避難通路の保有例

5 屋上広場とは、建築基準法令に基づき、又は任意に設置された避難用屋上広場をいう。

- (1) 「避難の用に供することができる屋上広場」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 屋上の直下階から数えて5以内の階(避難階を除く。)のうち、床面積が最大の階の2分の1以上の面積を有するもので、建築基準法施行令第126条第1項に規定する手すり等を設け、かつ、階段が下階から通じているものをいう。
- イ 屋上広場が2以上の階の屋上にまたがる場合で、屋上広場相互を屋外階段又はスロープで避難上有効に連絡されているものは、その面積を合算したものを屋上広場の面積とする。
- (2) 「避難上有効に」とは、若干のベンチ、植木鉢等については、有効に確保されているとみなすことができる。